

環境回復検討会

(第2回)

平成23年9月27日

環境省

水・大気環境局放射性物質汚染対処特措法施行チーム

大気生活環境室長：第2回を開催させていただきます。環境省の大村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ではまず、細野大臣にご出席いただいておりますのでごあいさつを。

環境大臣：本日もお忙しい中、ご参加いただきまして、委員の先生方には心より感謝を申し上げます。今日がこの環境回復検討会の2回目ということで、前回いろいろな経緯を説明させていただきましたので、今日からが実質的な中身の本格的な議論ということになってまいろうかと思っております。

1回目の冒頭でも申し上げましたけれども、この除染に対する期待の高まり、そのことに対する福島県の皆さんの思いというのは、非常に大きく、さらになってきておまして、さらには、福島県外でも除染を求める声というのが、非常に大きくなってきております。

従いまして、先日も、法律に対する対応ということと、現実の目の前の対応ということで、二つをお願いいたしましたけれども、考え方としては、法律の施行自体は来年の1月ということでありまして、それをいかにして前倒しをして本格的な除染に入るかという、そういう視点で、ぜひ皆さまのお知恵を貸していただけますように、心よりお願いを申し上げます。

具体的には今日は、除染の特別地域の指定の考え方について、さらには汚染重点調査地域の指定についてという、こういったことを含めた、いわゆるこの法律の核になる部分についてのご議論を話させていただくことになっております。で、こういった指定を受ける中で、まさにそれぞれの地域での除染が本格的にスタートするということでございますから、この法律の中でも核になる部分ということでございますので、ぜひ皆さんの率直なご意見をいただいて、いい形で、できるだけ早い段階での集約をぜひお願いを申し上げます。

冒頭で失礼するのは大変申し訳ないのですが、環境省も全員集まった、幹部が全員集まった形で対応いたしますので、ぜひともこれからもご協力をいただけますように心よりお願い申し上げます。今日は本当にありがとうございました。

大気生活環境室長：それでは恐縮ですが、報道陣の方は退席をお願いいたします。

大気生活環境室長：それでは、事務局から委員の先生方のご出席の状況を報告させていただきます。本日11名の委員の方にご出席いただいております。どうもありがとうございます。座長は引き続き鈴木先生をお願いいたします。続きまして資料の確認をさせていただきます。議事次第の下に配付資料一覧がございますが、それをご覧いただきながら、資料の確認をいただきたいと思います。資料1が委員名簿、資料の2が設置要綱、資料の3が前回の議事要旨、資料の4が1枚物でありますけれども、今日の資料の位置付けが書いてございます。それから資料の5がとじたもので、除染特別地域・汚染重点調査地域の指定要

件等の要素（案）というものでございます。それから資料の6が、収集・運搬基準の要素の案にございます。資料の7が「除去等の措置等に伴って生じる土壌等の量の推定について」というもの、それからその次にありますのが、資料番号がございませんけれども、森口先生よりご提供いただいた資料でございます。地図がついている資料でございます。

で、その次が委員限りの資料とさせていただきますけれども、除染等の措置とその基準の要素（案）というものをお配りしております。それから、1枚物で地図でありますけれども、これも委員限りの資料ということにさせていただきますけれども、航空機モニタリングの結果の地図でございます。最後に、またこれも委員限りの資料ということでございますけれども、災害廃棄物安全評価検討会第7回の資料、を含め、について、特定廃棄物の処理基準等について、付けさせていただきます。以上何か過不足があれば、事務局のほうまでお知らせください。

ないようでございますので、それでは鈴木座長、議事進行をよろしくお願い申し上げます。

鈴木座長：それでは、座長を務めさせていただきます。本日はご多忙のところを委員の先生方にお越しいただきましてありがとうございます。まず、本日の資料3が、前回の議事要旨となっておりますが、これは環境省のホームページに掲載される予定となっております。委員のお名前を伏せた形で公開されるということでございます。よろしく願います。

本日は資料を三つに分けて、ご審議をいただくということにいたします。それぞれの資料につきまして、こちらの方で申し上げさせていただきますが、まず最初の段階といたしまして、資料4、資料5、これにつきましてまず事務局のほうから説明をお願いいたします。

土壌環境課長：土壌環境課長の牧谷でございます。それでは資料の4をお願いいたします。資料の4は、今日ご討議をお願いいたしますいくつかの資料と、それから特措法とその省令事項の対応関係を見取り図として描いております。左と右に別れておりまして、左のほうは地域指定関係で、右が基準関係となっております。左側の地域指定関係を見ていただきますと、除染特別地域の指定、これは国の直轄地域の指定の関係、これは資料の5の1ポツでご説明をいたします。

同様に、汚染状況重点調査地域の指定の関係が資料5の2ポツ。それから、その汚染状況重点調査地域における汚染状況の調査方法が資料5の3ポツ。除染実施計画の区域指定が5の4ポツ。除染実施計画に基づく除染の方針等につきまして、資料5の5ポツでございます。

右にまいりまして、基準関係がありますが、土壌等の措置の基準でございますが、除去土壌の基準について、資料6に用意しております。一方、廃棄物の発生関係で出てまい

りますものにつきましては、災害廃棄物安全性評価検討会で別途検討を、お願いをしているところでございます。

それではまず資料の5をお願いいたしまして、地域指定関係についての説明をさせていただきます。資料の5の1ポツでありますけれども、除染特別地域の指定の要件についてでございます。ここは前回の第1回目でも議論をいただきましたけれども、この国の直轄の事業を行う、特別地域の指定の範囲でございますけれども、警戒区域及び計画的避難区域としてはどうかということでございます。別添の1を参照いただくと、この警戒区域及び計画的避難区域というところの地図を用意しております。

警戒区域と申しますのは、20キ口圏内でございます、基本的に立ち入りが制限されている区域でございます。失礼いたしました、後ろから、2枚目でございます。こういうカラーの地図が描いてございます。

これにありますように、ピンク色を施しておりますところが警戒区域ということで、20キ口圏で立ち入りが、基本的に制限をされています。それから黄色のところは計画的非難区域でございます、放射能汚染のために計画的な避難をされている。基本的にこの二つの地域は、現在人がいないということございまして、一方青い色で示しております緊急時避難準備区域というところは、緊急時に備えて、避難等の準備をすべきところということでございます。ここは現在、区域解除に向けた準備が進められているということでございます。

で、ここでご提案といたしまして、この警戒区域及び計画的避難区域、ここは現在人もいない、それから立ち入りも制限されているということでございますし、また濃度的にも高い状況になってございます。そういったことで、この指定の範囲をこの警戒区域及び、計画的避難区域としてはどうかということでございます。

併せて、こういうマップがございます。これは航空モニタリングの結果の空間線量の結果でございます。これも特に次の2番のところの関係してまいりますので、併せてご覧いただきたいと思っております。

次に汚染状況重点調査地域でございますけれども、ここは環境大臣指定、市町村によりまして対策が行われるべき地域の指定の要件でございますけれども、この調査地域については、空間線量率が毎時0.23マイクロシーベルトを超える地域を指定することとしてはどうかということでございます。

この理由、考え方でございますけれども、0.23マイクロシーベルトと申しますのは、追加被ばく線量で年間1ミリシーベルトということに該当をいたします。この計算、換算方法につきまして、別添の2をご覧いただきますと、追加被ばく線量で年間1ミリシーベルト、あるいは5ミリシーベルトと、時間当たりの空間線量についての換算の式が書いてあります。

で書いてありますのは、自然放射線のうち、大地から毎時0.04マイクロシーベルト、宇宙線から毎時0.03マイクロシーベルトがきております。 にありますように、追加被ば

く年間1ミリシーベルトと言いますのは、1時間あたりに換算をいたしますと、0.19に相当するわけでございますが、1日24時間のうち、8時間を屋外で過ごし、残りを屋内滞在するという生活パターンを想定した場合に、毎時0.19マイクロシーベルトが年間1ミリシーベルトに相当するということを書いてございます。

ここで にありますように、通常のガンマ線サーベイメーターでは、自然界からの放射線のうち、大地からの放射線分のみが測定され、つまり宇宙線が測定されないということで、0.19マイクロシーベルトプラス0.04ということで、この0.23マイクロシーベルトというものが出てくるということでございます。

1ページ中ほどに戻っていただきまして、この毎時0.23マイクロシーベルトを指定要件としてはどうかということでありまして、実際の指定に当たって、その地域の平均的な空間線量に基づいて判断することとしてはどうか、ということでございます。場所によりましてかなり狭い範囲で、その航空機モニタリング等の結果で0.23マイクロシーベルトが観測される部分もあるかもしれませんが、地域の平均的な空間線量というものに基づいて判断してはいかがかということでございます。

次に に書いてございますのが、この指定要件に用いる調査結果をどうするかということですが、基本的には文部科学省の航空機モニタリング調査による地表面から1メートルの空間線量データを使用してはどうかということですが、場合により、自治体の調査結果で十分な信頼性があると認められる場合については、その調査結果を含めて判断することも可能としてはいかがか、ということでございます。

の地域の指定の単位でありますけれども、市町村によりましては、この0.23のラインが市町村の中を通るということも考えられるわけでありまして、原則として市町村単位で行うこととしてはどうかということでございます。ただし、技術的、実務的に可能であるならば、より小さな単位、すなわち町とか字とか、こういったより狭い区域単位で指定することも可能としてはいかがか、ということでございます。

次に2ページを開いていただきまして、ここでは3ポツとして、汚染状況の調査を行う際の技術的な方法について、四角で囲ったこと、内容などを示したらどうかと考えております。これは実際には省令、ガイドライン、告示等によって示すことを考えておりますが、測定機器、測定条件、それから放射線量を測定する際の留意事項、調査測定における公正性の確保などについてでございます。これを、こういった点について省令を作っていくに当たっては、すでに関係省庁等から示されているガイドライン等の整合性を図りつつ、示す必要があると考えられます。

次に4ポツでございますけれども、汚染状況重点調査地域の中で、市町村長等が除染実施計画というのを定めるわけでありまして、この実施計画を定めることとなる環境汚染の状況を定めることとなっております。この要件といたしまして、やはり空間線量率で毎時0.23マイクロシーベルトを超える地域としてはどうかということでございます。これも にありますように、年間1ミリシーベルトに相当する0.23毎時マイクロシーベルト

でございますけれども、区域の決定に当たっては、地域の平均的な空間線量に基づき判断することとしてはいかがかと考えております。

また、先ほどと類似でございますけれども、この除染計画区域の設定に当たりましては、基本的には毎時0.23マイクロシーベルトの範囲を示す線に基づいて、場合によってより細かな街区等、詳細な区域単位での決定をすることとしてはどうかと考えております。

次に3ページでございますが、除染実施計画の考え方ということでございます。省令36条2項におきましては、この除染実施計画に盛り込むべき内容が列記されておりますけれども、この中で特に除染の方針を定めるということになっております。この部分について、どのようにするかということでございますけれども、追加被ばく線量が年間5ミリシーベルト以上については、面的除染を実施するとしまして、追加被ばく線量が年間1から5ミリシーベルトの区域につきましては、面的な除染はせず、空間線量が局所的に高い場所の除染を実施する区域としてはどうかと、こういうことでございます。

この理由を に書いてございます。住民の健康、あるいは安全の要請ということでは、線量の高い生活圏の線量を低減する観点から除染を行うということが基本と考えられます。比較的線量が低い区域におきましては、物理的な減衰であるとか、あるいは自然的要因といったことによりまして、一定の期間で追加的被ばく量が年間1ミリシーベルト以下になるということが期待されるわけでございます。こういったことで、追加被ばく線量が概ね5ミリシーベルト以上の区域において、面的な除染を行うということにしては、いかがと書いてございます。

第1回目の検討会の資料でもお示しをいたしましたけれども、だいたい3年で、約半減、10年たつと約4分の1というような減衰が期待されますので、こういったことと相まって、5ミリシーベルト以上のところに面的除染を加えることによって、実施計画を作るということでいかがかと書いてございます。

で、 に書いてございますのは、現在、8月の末に決定をされました、緊急実施基本方針に基づきまして、すでに市町村の除染が今始まろうとしております。ここでも市町村の除染計画を作ることとなっております、この除染実施計画と、それから今、我々が作るうとしている、この特措法上の計画の関係について記載をしてございます。

特措法のこの除染実施計画といいますのは、法定受託事務として計画を策定することとされておりまして、位置付けはそういうこととありますけれども、内容的には、その2パラにありますように、可能な限り両方の計画の整合性を図ることが重要と考えられます。できるだけ市町村の除染の作業を円滑に進めるという観点からは、この二つの除染計画が異なるということになっては、支障が発生いたします。できる限りにおいて整合性を図るということにしたいということでございまして、このために、今後、特措法上定められることになる基本方針、あるいはその環境省令で定める事項について、この整合性の観点から、よく検討をしていきたいということでございます。資料の4、5は、以上でございます。

鈴木座長：それでは今、ご説明いただきました、資料4、資料5につきまして、ご議論いただきたいと思います。極めて具体的な数字に入ってしまったようなところがありますが、特措法の1の1といいますか、23条ぐらいから25条以下ですか、ここの具体的な除染計画を立てていく上での除染特別地域、汚染重点調査地域、これを指定するための条件といたしますか、要件につきましてご議論いただくということでございます。

委員の方々からもいろいろご意見があろうかと思えます。また事務側からもいろいろお考えがあると思えますので、分け隔てなく、いろいろご議論いただければと思います。ご意見をお持ちの方は、名札を立てていただきますでしょうか。ではまず大塚委員のほうから。

大塚委員：一つは質問と、一つは意見ですが、質問は別添2についてなんですけれども、この0.04っていうのは、これはどこの数字ですか。宇宙からの放射線ですか。0.04が追加なのかどうか、ちょっと良く分からないので、ご説明いただければありがたいと思います。

それから、資料の5のほうですが、これは、私だけの意見ではないんですけど、平均的な空間線量率というものを、どういうふうにするかというのが非常に重要になってくると思えます。何をもちいて地域を決めるかっていうことと、何をもちいて平均を決めるかということは、もっと細かい問題になってしまいますけども、より具体的にお決めいただかないと、その場その場で変わってくるような判断になってしまうと、いろいろ批判も出てくるかと思えますので、ぜひお気を付けいただければと思います。以上です。

鈴木座長：田中委員。

田中委員：今の大塚委員のことに少し関係するんですが、ちょっとした場所の違いによって、線量率が変わってきますので、その辺はどういうふうにしたらいけるのか、具体的な考えはないんですけども、上の特別地域のほうはこれでいいと思いますが、下の重点調査区域の0.23っていうのは、かなり低い値ですね。これだったら、少し偏在してるようなところもほぼカバーできるかなあという感じはしますので、まあ、ちょっとやってみるしかないかなっていう印象があります。

それから実際に現場で感じるのですが、非常にいろんな測定器がいっぱいあふれかえってます。それで、これは今後やっぱり、本来、放射線測定器は、校正しなければなりません。放射線測定器の我が国の1次標準は、今は産総研、昔は電総研が担っており、そこでのトレーサビリティを持った2次標準機関があって、そこであるサーティフィケーションをもらった機関だけが校正ができるということになっていて、年に1回はきちっとその測定器一つ一つがそういう校正を受けましたという、ラベリングをしなきゃいけないことに

なっています。しかし、実際に簡易な市販品と校正した測定器とで測りますと、2倍、場合によっては3倍ぐらい違うときもありますので、今後、測定器が校正済みであるということを、どういう形で担保するかということを少し具体的に示して、いわゆる市販されているものとは違うということを、明示したほうが混乱がなくていいんじゃないかという気がします。例えば除染した後で、住民などが自分たちで測ってみてクレームがつくことも予想されますので、そこは明確にしておいた方がよいと思います。

それから一点、質問ですけれども、3ページで緊急実施基本方針に基づく市町村の除染計画という表現があるんですが、これ、具体的に私はあんまり知らないんですが、今、ぼつぼつ出て、報道されてるようなのを指しておられるのでしょうか。あんまり系統的に作られてるふうには、見えてないんですけども。市町村自身には基本方針を作れるような知識もありませんので、ぜひ専門家に助言を得て、きちっとしたものを作っていくように、ご指導いただきたいと思います。以上です。

中杉委員：最初の例えば学校において測定された平均的な空間線量という話ですけど、それをどう取るかっていうのは結構難しく、今、航空測量、飛行機で測量したものを基本とすると、まあこれでやれば、やはり均一な測定結果といえると思いますけど、地上の測定を使おうというふうにすると、そのときに平均的な地表のデータと飛行機のデータを、どういうふうに整理するのか、地上はたぶんぼつぼつという話し出てくるんだろうし、飛行機は一応、ある間隔で取れる。そこら辺をどういうふうにするのか、この辺の考え方を少し整理する必要があるだろうと思います。

それから3ページのところ、5ポツの の考え方ですが、これは5ミリシーベルト以下の場合には下がってくるから大丈夫という言葉では言ってないですけども、一応対象にしないよと言っておきながら、上のほうでは、1ミリシーベルトと5ミリシーベルトの間は、線量を見て高いところをやりますよ、と言ってるんですね。それから、その言わば、1ミリシーベルトを超えるところは、やりますよというふうに読めてしまうんですね。そうすると、その理由のところ書いている との説明との間の整合性が、少しおかしくなってくるのではないだろうか。

そういうふうに私には感じがするんですが、ご説明いただければと思います。

鈴木座長：古田委員。

古田委員：ちょっと教えてほしいんですけども、区域の指定と線量との関係が、ちょっとよく話を聞いてても、分からないところがあるので、これをちょっとクリアにさせていただけないかなということが1点です。例えば、警戒区域を含むということになると、発電所の近傍を、そこも本当に除染するとか、どこまで近づいてやるかとか、今3キロで立入禁止とかされるので、そういうところも明確にされないと、あいまいになってるんじゃない

かということが1点。それから、数値との関係という意味では、実はこの区域の外で、例えば5ミリシーベルトを超えてたところがあれば、そこはしないのか、その辺はやっぱりクリアにしないと、よく分からないと思います。

それから、先ほど先生のほうからもバックグラウンドの0.04 $\mu\text{Sv/h}$ を、きちんとした形で、詰めるということは私も必要かなと思います。場合によっては、バックグラウンドは地域によっても差がありますので、例えばセシウムの線量寄与だけを分別して測定できるような測定器もありますので、そういうものをうまく使うとか余裕を残しておいたほうがよろしいかと思います。

0.04 $\mu\text{Sv/h}$ という数字自身は、感覚としては結構低いと思っていますので、これのできるのであれば、これでやれば皆さん安心されると思うんですけども、ただ実際、かなり苦しいところも出てくるかもしれませんので、そういう意味ではいろんな測定法、弁別的測定法も、また考慮していただけるとよろしいかなと思います。以上です。

鈴木座長：森委員

森委員：この航空機モニタリングの地図が出ておりますけれども、これは8月の28日のデータですかね、でしたっけ。だと思えますけれども、現実はこのセシウムの134の項がありますので、指定されるときは、1月1日のそれから起算して何日以内に指定するか、そういうことによって、場合によると早く地域の汚染の状況を測定されたところは、このエリアの中で早く、例えば黄色のエリアとか、なってしまう。で、ゆっくりやっていると、例えば緑のエリアになっていってしまうとかですね。そういうこともあって、そうするとある意味で、私のところは早く測定したことによって、地域全体が除染されるし、そうじゃないとか、そういうようなこともあって、ある意味、不公平感みたいなものが出てくる可能性があるかなあと。ですので、今この地域指定というのはいったいいつされるのか、それも一つファクターとして、意識していかないといけないんじゃないかなと。

それから、地域の平均的なというような判断としてはいいんですけども、一方では1ページの だと、市町村単位を指定するけれども、行うことができれば字とかいった、そういう辺り、もう少し小さなエリアということも書いてございますけれども、これを見てもみますと、確かにそのように思えるんですね。で、詳細にやったところはよく除染をしてもらえて、それで平均的にやると対象外になってしまう可能性もなきにしもあらずのような気がするんですね。ですので、そこの辺りについてはそうすると、その自治体のほうから見れば、住民からの要求というのは、たぶん、行政というのは、なるべく除染してくれと。こう要請があるんじゃないかと思うわけでございまして、そういうことから言うと、たぶん小区域の指定になってくるんじゃないかと思います。

それからあと、3ページに除染の実施計画の考え方で、1から5ミリレベルについては、高いところだけやります。まさにそうかも分かりませんが、この地域のいわゆる除

染の実施計画自体っていうのはいったい誰が決めるのか。で、いわゆる特別地域はこれは国がやることですから、国が決められる。で、一方では重点調査地域はこれは市町村が実施されるということになると、市町村の判断がもう一つ入ってくる可能性があるんじゃないかと、こういうふうに思われますので、そうすると必ずしもここでこの委員会、検討会で、1から5はこういうやり方しますと、こう決めても、現実はその市町村のほうに、判断基準が移るんじゃないかと、その辺りをどういうふうにするのか、という辺りについて、もしお考えがあればお伺いしたいと思ひまして、よろしくお願ひいたします。

鈴木座長：森口委員。

森口委員：すでに各委員からお触れになったことと重複するところがございますが、3点申し上げます。1点目は除染特別地域の指定に関して、これは古田委員がおっしゃったことなんですけれども、非常に線量の高いところ、特にサイトの近いところをどうするのかということ、これは非常にセンシティブな問題を含んでいるということは理解しておりますけれども、除染特別地域に指定する、とにかく除染ということを試行してみようというようなことも含めて、そのこととそれからそこに戻っていただくということの前提でこれをするのかどうかということ、やはりどこかで議論になるかと思ひますので、この検討会の域を出ているかもしれませんけれども、その辺りをやはり念頭に置いて議論しなければいけないのではないかなと思ひます。

2点目、少し長くなるかもしれませんが、汚染状況重点調査地域の指定の話でございます。これは多くの委員がすでにお触れになっておるんですけれども、まず1点目、結論めいたことを申し上げますと、の中に書かれている、原則的、文部科学省の航空機モニタリング調査による地表面からの1メートルの空間線量率のデータを使用するということに関しては、私は反対でございます。これ、前回は資料を配らせていただいておりますけれども、航空機モニタリング、現時点においてまだ十分にカバーしていない地域があること、それから森委員もおっしゃったように、時点がそろっておりません。

それから、面的なその汚染状況を把握するという目的で順次やっているわけではなくて、私がお聞きした限りでは、当初は福島県の、会津を除く地域等、それから宮城県等やっておられたわけですが、要望の多い自治体については追加でお測りになってという状況の中で、現在に至っておりますので、ある時点における広域的な空間線量を測るという目的でなされてきたものではないと思ひますので、航空機モニタリングをやるのであれば、それは改めて条件をそろえて、きっちりやり直すということが必要ではないかなというふうに思ひます。

それから前回の検討会の最後に、鈴木先生もやはりグラントゥールズを大事にすべきだということ、発言されてたというふうに記憶しておりますので、私もまったく同感でありますし、もちろん田中委員もおっしゃったように、現在その、自治体等が測っている線

量、報告されている線量というのが本当に適正な線量、適切な、正確な線量なのかどうかということを実は十分に調査をする必要があるわけですが、だからこそ重点調査をしなければいけないのではないかと、ということではないかということではないかなと思います。

ですから私のやはり理解している限りでは、その信頼性、誤差等の問題があるかと思えますけれども、自治体等でお測りになっているその空間線量に比べて、今日、委員限りでお配りになった線量というのは明らかに低めに出ているというふうに私は考えております。

ですから最終的に除染するかどうかということは、除染対象とするか、それからスポット的な除染ということは書かれていますので、どこまで除染するかということについて、これは議論しなければならないかと思えますけれども、除染対象とすべきかどうかということの調査をするところを広めに取るという趣旨、田中委員もおっしゃったかと思うんですけども、それであれば航空機モニタリング調査だけに主として依拠するということについては、危険側になるのではないかなと思います。

それから3点目は、これも多くの委員がお触れになっているのですが、除染実施計画の考え方ということの中で、特に1ミリから5ミリの間のところについて、どういう考え方でいくのか。このリージョン、ここについては1ミリまで下げるということを目指すという考え方であるにも関わらず、1ミリから5ミリの間の、特に高いところ、5ミリに近いところについては実はスポット的に除染をしたとしても1には近付かないと思えますので、その辺りの考え方を明確にしなければいけないこと、それから市町村に、制度上は市町村に計画を作りなさいというふうに書かれているわけですが、これも田中委員がおっしゃった通り、この0.23ということでは線を引くと、かなりの数の市町村が関係するということになりますので、それに関する専門的な知識の、といいますが、支援ですね。それをどうやっていくのか、国はただ単に市町村が作りなさいということでは決めて突き放すということでは、これはなかなか話が進まないかと思えますので、これちょっと法律上は明確には書かれてないかもしれませんが、その市町村の計画策定の支援をやはり国が一定の責任を持つべきであるというふうに考えます。

鈴木座長：稲垣委員。

稲垣委員：各委員がすでにいろいろ指摘されてみえますけど、私が一番心配しているのは、考え方はこういう、今日お示しいただいたような考え方でいくということになると思いますが、具体的に除染実施計画を作った段階で、その作るだけじゃなくて本当にそれが実行できるかどうかというのが一番大きな問題だろうと思います。後ほどたぶん説明があるかと思いますが、第1回目のときでもお願いして資料を出していただいておりますけれども、例えばこれを、0.99 マイクロシーベルト以上を全部、面的に除染するといったときに、どの程度の量のものが出てくるのか。本当にそれが処理できるだけの能力があるかどうかということまでいろいろ検討しないと、ただ作っただけになってしまうということ

になる恐れがあります。その辺をきちっと整理した段階で、順次段階的にどこから除染していくかっていうのを、決めていかないといけないかなと思います。

それともう一つは、先ほどから多くの先生言っていますけど、私もやはり気になるのは3ページの、1ミリ、1から5ミリシーベルトの区域は空間線量が局所的に高い場所から、区域からと言われると、では、どのレベルが高いのかどうかってのが、この段階ではよく分かりませんので、やはりここも、こういうものでしたら、1ミリシーベルト以下やったら自然的に一定期間経ったらきれいになってるよ、というような話なんですけど、1から5はじゃあどうするんだという議論が出てまいりますので、ここはその、処理量との、実施計画を作るときに、優先順位をきちっと作った形の対応が必要じゃないかなあと考えております。

それとこれは質問なんですけど、私が知らないだけかもしれませんが、2ページの一番上の3。調査測定方法の四つ目のポツに書いてある、調査測定においては公正性を確保することってというのは、言ってることはそうかなあと思うんですけど、具体的に何を意味しているのがちょっとよく分からないものですから、教えていただければと思います。

鈴木座長：大迫委員。

大迫委員：観点の違う質問ですので、後ほどでもいいかなあと思ったんですけど、除染実施計画の第36条2項のことで質問があります。除染実施計画においては、その除去土壌の収集運搬、保管、処分ということが書いてあるわけですが、その除染の措置によって出てきた廃棄物に関しては、これは廃掃法の処理基準、維持管理基準とか、あるいは除染に伴い生じた廃棄物の現場保管基準ということで、これは別なもう一つの廃棄物の検討会のほうで検討というふうになっておりますが、すなわちお聞きしたいことは、この重点調査地域においては市町村が除染実施計画を立てるわけですが、そこで出てきた廃棄物をどう処理するかということに関する計画は、この除染実施計画の中に盛り込まれるのでしょうか。

そこの中では事項として除去土壌としか書いてないので、その廃棄物に関しては、また別途、市町村がこの廃棄物処理計画的なものを決める際に対応するってということになるのでしょうか。またその場合の両者の整合性は、どう考えればいいんでしょうか、お聞きしたいと思います。

鈴木座長：崎田委員。

崎田委員：ありがとうございます。すでに多くの委員から出ていますので、簡単に申し上げます。私も一番気になったのは、最初の除染特別地域、国が、環境大臣が指定するところが、今のご提示のあったところ以外で線量の強いところに住んでらっしゃる方にとっては、なぜこちらが指定されてすぐにやってもらえないのかという思いがあるのではないかと

と。その辺の考え方を、どういうふうにするのかというのが一番気になりました。

なお、計画を立てるときに、すみません、もうちょっと調べてこなければいけなかったのですが、何年間でこれをやるとか、そういうロードマップみたいなことが地域にとっては大変重要なことになると思いますので、その辺の流れを、きちっと同じような整理で作れるようにしてほしいというふうに思いました。

あと、最終的な3ページの除染計画の考え方のところ、やはり、線量が同じのようでも、そこが林なのか田畑なのかで、地域の方にとっては早くやりたいところとか、いろいろな思いが違ふと思いますので、この辺の計画づくりのときに、地域の皆さんの意思ができるだけきちんと入るように、そういう作り方のガイドラインみたいなことまで提示できれば大変うれしいなと思います。よろしくをお願いします。

鈴木座長：新美委員。

新美委員：ありがとうございます。今の崎田委員の意見と関係しますが、除染計画をどれぐらいのタイムスケジュールでやるのかというのは非常に重要です。量がどれぐらいあるのか、あるいは面積がどれぐらいあるのかということが関係すると思いますが、その辺は把握しておいたほうがいいと思います。

それと同時に、5ミリシーベルト以上の区域の報告が、どれぐらいの時間がかかるのかというのと、1から5までのところをどう処理するのかというのはかなりリンクしてくるのではないかと、思います。線量が低減していくというときに、1から5のほうが増えていくということになると、これまた問題であります。可能な限り、同じタイミングで線量が減っていくような除染計画が立てられると、好ましいと思います。

鈴木座長：いろいろ委員の方々の思いが開示されたわけですが、もちろん除染計画は早ければ早いほどいいし、完璧にその1ミリシーベルト以下まで下げることができればいい。しかしながら一方において、限界があるわけですね、いろいろな。それといったいどうやって現地の状況に合わせて、どういうプライオリティをつけて、どう考えていくか。そのところがある程度明確にされていないと、ただただ、いろいろ不公平感がないように、いろいろなものを完璧にしていかななくてはという、思いだけになってしまってもいけないかと思えます。我々が抱えた限界の中で、やはり最善の努力をしているんだということを、きっちりと見える化をすることが必要でしょう。しっかりとした計画を立て、例えば計測データにしても、田中先生がおっしゃったように、もう外国製でありなんであり、線量計のいろんなものが入りこんでいて、子どもにも持たされたりしてるわけで、きっちとした、リアルなそういうデータが、どこに行けば本当にどう手に入るのか。例えば環境省の除染の中核を担当するところで全体的なデータを集めて、そして見える化をきっちりとってくることができるとか、そういうところも非常にやはり重要なところでは

ないかと思えます。

それがあることによって、初めて除染の成果がきちりと見えるようになっていくという、そういう意味で航空機モニタリングに関しても、これも環境省に来ることになれば、空とそれから陸上データとを、総合的に管理していくことが可能となるでしょう。分解能はまったく違うわけですし、その辺のところも必要なのか。

それから1から5の間っていうのも、本当に悩ましいところですが、やはりその中で、特別に高いという、局所的に高い、ホットスポットのようなところからきちりと除いていくということで、平均的にうんぬん、どうというより、どういうふうにしていくのか、この辺は最終的にきちりと詰めていかなければいけない。それがまた、時々刻々と、長期間観測すれば変化していくわけでもありますし、なかなか悩ましいですが大事な問題も含んだ難しい問題だろうと思えます。

いくつかご質問もありましたので、事務局のほうで、お答えになることがあるのではないかと思いますし、また事務局の側からも付け加えて、いろいろなご意見があろうと思えますから、どうぞ。

土壤環境課長：大変多くのご意見を、ありがとうございました。まず一番たくさんいただいたと思われ、除染実施計画の考え方における、1から5のところでございますが、これはクラリフィケーションの質問もございましたので、局所的に高い場所というのは何かというご質問もありました。今、座長の話にもありましたように、イメージとしては例えば側溝でありますとか、雨樋といった、全体的には1から5ということで、線量は高くはないのですが、どうしても非常にマイクロな場所で高い場所というのが見つかるということでございますので、そこに対して対策を取るということを考えておるところでございます。

それからご質問について、できる限りお答えしたいと思えますが、大塚委員から0.04とは何かということで、別添2の の下から3行目に0.19 プラス0.04の0.04とは何かというご質問であります。これは にございますけれども、大地からの放射線が毎時0.04マイクロシーベルトということで、これは通常の測定器によっても測定をされるわけでございます。この部分の言わば自然の放射線として別にあるということで、これを加えているということでございます。

それから田中委員からもご質問がございました。特にその市町村の計画策定に当たって、この辺もきちんと専門家などの助言を得てやるのかということだったと思えますが、これは市町村の除染実施計画につきましては、実施基本方針に基づきまして、今まさにこれから市町村への説明などを行いまして、策定に本格的に着手しようというタイミングでございます。で、この策定のプロセスにおきましては、内閣府のほうで予算を確保されまして、専門家を構成をいたします。JAEA等の専門家にチームを組んでいただきまして、市町村に入っていて、その助言の元に計画を策定するというのも予定をされております。

それから、古田委員から、やはり 0.04 の関係で、そのバックグラウンドは地域によって違いがあるのではないかというご指摘もありました。ちょっと説明が十分ではなかったんですが、ご案内のように、この大地からのバックグラウンドの放射線というのは地域によって相当違いますが、一方、各都道府県別々のバックグラウンド濃度を用いてしまうと、県境などにおいてデコボコが生じてしまうということも考えられますので、ここは全国平均の数値を用いております。そのような意味での 0.04 であることを、説明を追加させていただきます。

それから、森委員のご質問だったと思いますが、市町村における除染実施計画を作成するのは市町村であるから、市町村にその判断基準があるのではないかということですが、36 条 2 項におきましては、この市町村が作る除染実施計画の主要な内容と言いますか、盛り込むべき内容が 36 条 2 項に書いてありまして、その辺りは特に方針を、こう作るというふうになっております。参照条文をご覧くださいますと、ちょうど 3 枚目の紙に参照条文がございまして、ここに第 36 条、除染実施計画というところがございまして、この第 2 項に、その除染実施計画において定めるべき事項が 1 から 7 まで列挙をされております。

特にこの 1 番の方針というところについては、やはり対策の根幹となる部分でございまして、ここは市町村毎にばらばらということであってはいけないということで、この 1 から 5、それから 5 以上というところでの考え方を法律的にお示しする必要があるということでございます。国として、財政的な支援もするわけでございますので、ここの考え方はきちんと統一をしておく必要があるということでございます。

それから、稲垣委員からご質問をいただいた測定の公正性ということでございますけれども、もう少し我々も今後の公正性の中身を具体的に考えていくこととしておりますが、一例を挙げれば先ほど来、出ておりますような機器の規格をきちんと示すということによって、調査測定の正確性を担保するという意味で、それが一例かと思えます。

あと、崎田委員から、ロードマップ、こういった除染をどのようなタイムスケジュールで進めるのか、ロードマップを示すのはどうかというお話がございました。これは第 1 回目、例えばであります、中間的な目標、つまり長期的には 1 ミリシーベルトを目指すとしておりますけれども、5 年間を目途に、5 mSv/year というような一例で議論しております。

大気生活環境室長：市町村計画で、廃棄物の処理はどういうふうに扱われるのかということですが、法律上は、計画に盛り込む事項にはちょっと書いてはならないんですけども、実際にはその除染で出てくる廃棄物についての計画を定めるようにということで、具体的な指導等を行っていきたいというふうに思っておりますし、現在、先行しております、緊急実施方針に基づく市町村計画においても、そのような指導をしていこうと考えております。

特に緊急実施方針に基づくものと、市町村単位で仮置き場を作るというふうに、原災本部の決定で書いているところでもありますので、そういったものについての、位置ですとか、どこに作るんだとか、いつまでに作るんだとか、そういったものも市町村の計画に入って来ようというふうに思っておりますし、それに対する国の支援もしていこうというのが今、原災本部の動きでありますし、そういったことも検証していくことになるかというふうに思っております。

それから補足的にいくつか私のほうから出したいと思いますが、特別除染地域、国の直轄地域のところで、本当に線量の濃い地域ですとか、原発に近いところはどうするんだ、という話がありました。一応ここらは、原発の中はこれは東電がやるというふうに法律で書いてございます。で、国がやる場所は、一応、広く、例えば高線量であっても、そこは指定をするが、実際に計画を立てる段になって、実際その除染の方法が分からなければ、一応、対象としては入れるけれども、何て言うんでしょう、実施が手付かずのところが残ってるかもしれないし、あるいはその計画の中に、モデル事業をやって方法を追求していくというふうな書き方になるのかな、というふうに思っています。

とにかくそこを除いてしまうと、それは誰がやるの、というようになってしまいますから、そこにちょっとカバーをして、計画を立てていこうと思っているところでございます。それから、重点調査地域の決め方で、航空モニタリングについて、いくつかご意見ございましたけれど、一応私の考えは、重点調査地域というのは計画を市町村なり県が定めてもらうための外形ですね。広い範囲の枠を指定するものですから、これは早く決めないといけない。

そうしますといろんなもうデータが、すでにあるものを使っていきたい、ということがありましたので航空モニタリングという発想がございます。実際は、グランドトゥルースとか、実際現場で測っている方がいらっしゃいます。で、もちろんその中にはデータとして正しくないものもあるかもしれませんが、正しいものもあると思う。で、こういったものがちゃんと生かせるように、重点調査地域の指定については市町村に意見を聞いて、市町村が要望を出せば、例えばここを入れてある、ここは入れくれということがあればそれはきちんと入れられるようにしているということでございますので、ここは迅速性を配慮して、なるべく広く、広くと言いますか合理的な範囲で、ある程度カバーできるように担保をしていくということで、まあ、もちろんこれが正確かと言われればいろんなことはあるかと思いますが、そういった考えでとにかく早くやっていくということで、こういうふうにしてございます。

鈴木座長：では中杉委員。

中杉委員：私が考えていたことを森口委員が真っ先に聞かれたので、次に考えていたことを申し上げます。今の重点調査地域、ここはどういう目的でやるか。除染特別地域って

うのは、これは基本的な考え方としては、今、手が付けられるところではできるだけ早く帰るための方策を練るんだってという整理だろうと私は解釈しています。重点調査地域ってというのは、一般の市民の方が安心を得るために、調査をやるんだってというふうに、ざくっとした言い方するとそういう解釈になると思いますが。そうなれば、いろんなもので、問題があると言ってるデータが出ているところについては、調査をやって、しっかり成果がある調査をやって安心を与えるっていうのは非常に重要なこと。そういうふうに整理でできるのではないかと。

もちろんこれは、全体の予算との絡みがありますから。これは普通、地域を抜き出すのに、0.23 を超えてるところは、今度は1ミリシーベルトを超える地域だと。そこを抜き出すために、0.23 を超えてるところを調査をするっていうのは、本来考えるとおかしいんですね。ものすごい低いところに持ってきて、全部調査をして、その中から抜き出していくというのは、本来の考え方なんです。だからそういう意味でも、もう少しそこらへんは考えたほうがいい。

それからもう一つ、1ミリシーベルトから5シーベルト、先ほどのご説明で分かりましたけれども、この説明だけではちょっと不十分だろう。空間線量がときおり高いというよりは、側溝なんかは自然の減衰だと。プールなんかの、自然現象では減衰しないところ、しにくいところということがむしろ大きい要件なんです。

そうであれば、そういうふうな説明をつける必要があると。空間線量が高いと言ってしまうと、例えば1ミリシーベルトを超えているところというのは全部やるんだというふうに読めないこともない。そこら辺のところをもう少し丁寧に書き込む必要があると私は思います。

鈴木座長：森口委員、あ、古田委員。簡潔にお願いします。

古田委員：0.04 $\mu\text{Sv/h}$ に戻っちゃうんですけども、これは原子力安全研究協会の資料に基づいているんですが、これはたぶん実効線量の値だと思います。で、サーベイメーターで測っているのは、実効線量ではなくて1センチ線量等量という、実効線量を十分にカバーできる、安全係数がかかったような値ですので、これで0.04 $\mu\text{Sv/h}$ を使うと、正確ではないと思います。ちょっとその辺、数値的には小さく、バックグラウンド小さくなってしまいうので、住民の方はたくさん除去してもらえらるから喜ばれるとは思いますが、この辺は数値の取り扱いも、正確にされたほうがいいのかなと思います。

それから、通常のガンマ線サーベイメーターでは、3 MeV 以下の宇宙線は込みで測定してますので、まったく宇宙線を除いているわけじゃありません。測定器によっても例えばGMを使うと宇宙線を必ず込みで測りますので、この辺は丁寧に書かれたほうがいいのかなあとと思います。

それから、例えばサーベイメーターで測った、グレイ単位ですが、環境放射能データベ

ースというのが放医研のほうから出てます。それを例えば福島県でサーチして計算してみると、だいたい60nGy/hというぐらいの数値になりますので、その辺も参考にされて、もう1回やり直されてはどうでしょうか。以上です。

森口委員：簡潔に3点申し上げます。1点目は今、古田委員からご指摘のあったバックグラウンドの足し込みの仕方ですが、先ほど県境で不連続になるというようなお話がございましたが、連続的なマップもあるわけですので、考え方としては絶対値で決めるというよりは、バックグラウンドプラス0.19という決め方をするほうが合理的なのではないか。具体的にそれをどう鑑定するかということは、まだ考える余地があるわけですから、バックグラウンドプラス0.19という考え方でいくべきだろうと思います。

2点目、航空機モニタリングが迅速であるからということ、私は説明になっていないと思います。何のために前回あのようなマップを出したかということをご理解いただけないようですし、また環境省もおられる場で、航空機モニタリングでは遅いということも、室長おられる場で私申し上げた記憶がございますので、これはもうこれ以上申し上げませんが、それは説明になってないかと思えます。

3点目、1ミリから5ミリのところでありませけれども、これも具体的な地名を申し上げたほうが実感が湧くと思いますので申し上げますけれども、スポット的とおっしゃったわけですが、5ミリをギリギリ切っているところ、例えば福島市内の西側はたぶんそういう数字になってくると思うんですが、これは面的に汚染されていると思います。それに対して1ミリをちょっと超しているところ、首都圏でもありますけれども、そういったところの側溝を除染するというような考え方で、トータルで見た場合に、お住まいになっている方に対する被ばく線量を、合理的に下げるときにどっちをやるのかというようなことを考えた場合、1ミリから5ミリのところ、これはスポット的という考え方だけでやるというのは、合理的な除染の優先順位を誤る可能性があると思いますので、それについてはぜひ考え直していただきたいと思えます。

鈴木座長：大塚委員。

大塚委員：2点ございますが、もうすでに中杉委員とか森口委員とかがおっしゃった話と関係しますので、私としては意見というほどではないんですけども、先ほどのご説明だと、この3ページのこの年間1から5ミリシーベルトの区域は、空間線量が局所的に高いところの、年間平均というのをもう一度入れておいていただかないと、さきほど有識者の方々でも分からないような表現になっているところがあると思うので、一般の方はもっと分からないとなると思えますので、ぜひ平均というつもりだと思いますので、平均というのを強調して書いておかないと、何を言っているか分からないことになってしまうのではないかと、ちょっと申し上げておきたいと思えます。

それからこの局所的に高いというのは、森口委員のお考えのようなことだとまた変わってくると思いますので、事務局の考えだということで、とりあえず伺っておりますが、これはやはり、局所的には5ミリシーベルト以上という意味で書かれているんじゃないかと思うんですけども、そういう趣旨かどうかをお伺いしておきたいと思います。

それからもう一つ、先ほどの崎田委員に対するお答えでおっしゃったところで、5年間で1ミリシーベルトにすることが目標だというふうにおっしゃったかと思うんですけども、除染に関する緊急実施基本方針では、長期的には1ミリシーベルト以下になるというふうに書いてるわけですが、この長期的というのは、5年間とお考えになっているという、そういう趣旨でよろしいでしょうか。

そして、もしそうだとしたらお伺いしておきたいところがございますが、さっきのこの、資料5の3ページとの関係ですと、10年間で4分の1になるってということなので、10年間で1ミリシーベルト近くになるということだと思うので、5年間ということだと、食い違いが出てくるかもしれないので、その辺はどういうふうに整理されるかということをお伺いしたいと思います。

鈴木座長：田中委員。

田中委員：少し、4点ほどになっちゃうんですが、一つ整理しておきたいんですが、除染は1ミリシーベルトを基本的に目指す、これはまあ大原則でよろしいと思うんですが、除染の最大が一番大変なところは特別地域なんです。で、特別地域は前回も申し上げましたけれども、特別地域だけでもなくても同じですが、やっぱりそういうところを1ミリシーベルトに当面すぐに除染することはとても難しいということですから、私はここの整理は、特別地域も含めて、重点地域も含めて、5ミリシーベルト以下を目指す、当面の除染は、さはさりながら、1から5のところは、ホットスポットとか地域の特性等を踏まえて、除染すべきところを除染するっていう程度にされたらいかかなあという感じがします。

そうすると、あまり問題は起きないんじゃないか。というのは、1から5のところは今、議論の焦点になってますが、そこよりもっと特別地域とか、そっちのほうが大問題で、そっちはもう1から5の範囲に頑張ってもそれしかないということだと思います。で、後は長期的な目標は1で、そこはもう放っておくということかなと思います。

そういう意味で、もう一つ、2点目ですが、実施計画ですけれども、これ、今の時点で専門家、と言ってもいろんな専門家がいて、その専門家の助言をもらいながら各市町村の実施計画を作っていく過程でも、ここで上のほうに環境大臣への協議ってのがあって、これを具体的にきちっとしておかないと、各市町村、非常にばらばら、変な除染方法も含めて出てくる可能性がありますので、この仕組みをきちっとしておいていただきたいということと、除染は実際やってみると、いろいろ試行錯誤のところが出てきますから、そこは柔軟にいい方向に改訂できるような仕組みも考えていただきたい。一回決めてしま

ったらそれでやらなきゃお金も出さないっていうことのないように、ぜひお願いしたいというのが2点目ですね。

それから3点目は、除染は頑張ってもやっぱり限界があります。それで、個人の行動パターンによってずいぶん違うんです。で、今、私どもが300人ぐらい個人線量計を持っていただいた結果も、同じようなところに住んでてもひと月で0.1から0.3とかの違いがあります。究極的には個人被ばく管理と、ここの議論ではないかもしれないけど、併せて住民の健康管理っていう観点から安心が得られるような方策を、ぜひトータルで考えていただきたく思います。そうしないと除染にだけ負担がかかってきて、にっちもさっちもいかなくなるという感じはします。必ず部分的に高いところが見つかりますので、除染しても、それをあげつらうことになる、とても収拾つかないと思いますので、ぜひそういうこともご検討いただくようお願いします。

それから仮置き場、最後ですが、ぜひ安全評価、安全評価検討会で別途っていうふうになってますが、実は仮置き場について、国の安全評価基準を早く出していただくことがすごく大事だと思いますので、よろしくお願いします。

鈴木座長：大変重要なところをいろいろ、ご指摘いただいたと思います。やはり、1ミリシーベルトを目標にする、これはもう、もちろん長期的に、長期的っていうのは私は5年ではないと思いますが、目標とする、これはもちろん必要なことに皆さん異論はないでしょうが、当面ここで考えていく除染の実行計画を考える上では、本当に1をここに設定してしまうのか、5でいくのか、これは大きなやはり判断の分かれですね。

1から5、という決め方、そして5以上と。こういう形にしておくのか。その辺について、森口委員はその1から5の中でも、1に近いところと5に近いところはどうかしてくれるんだ、じゃあどうしたらいいんですか、1から3、3から5なんてやったところであんまり意味がないですよ。ですから、当面は、いつまでは、例えば5を目標とし、それを超える段階では1を目標としていくという、そういう形でまあ、せざるを得ないでしょうね、実際に動いていく上でも。だからそういうような書き方の実行計画というか、ロードマップを想定せざるを得ないのかもしれない。

なんとなく、皆さんに過大な期待を持たせるというのは、非常にある意味ではまた不誠実でもありますのでね。その辺のところをいったいどういうふうに判断するか、非常に難しいところだと思いますね。はい、どうぞ。

水環境担当審議官：今ご議論いただいておりますのと、長期的にどうするかは、前回も検討材料にご議論いただきまして、この法律に基本方針という部分がございます、その中で2年後の目標というのは緊急実施方針で、50パーセント、60パーセントございますけれども、もう少し中期的に、長期的には1ミリシーベルト、でも長期的がいつなのかはなかなか決めづらいのであろうというご議論がありまして、ただまあ、例えば5年後にはこの

程度まで、と。前回の議論では特に合意されたというわけではないんですけど、5年後に5ミリシーベルト以下になるようにと。現在、人が住んでいるようなところについてはと。避難されているところについてはまた別だろうと、こんな議論がございまして、これは次回、基本方針の議論の中で改めてご意見を伺いたいと、このように考えております。

それと、今日ご議論いただいておりますのは、いろいろご意見いただきましたけれども、やっぱり緊急に、1月1日までにこの法律を施行するためには、それ以前に、どの市町村がその計画を作るための調査をすべき市町村であるかというのを、何らかのデータで示す必要があると。

そのためにまた地上でいろんな追加調査をしますと、どんどん遅れてしまいますので、私どもにつきましてはもっとも広域的なデータである航空機モニタリング、いずれ近隣の千葉県等についても、調査結果が出てくるというふうに聞いておりますので、それを活用して、さらにこの法律を仕組みとしまして、市町村が申し出て、実はうちのところは、環境大臣が指定した後でも、申し出によってうちはここ該当するから指定してください、というふうな措置が用意されておりますので、現在あるデータを活用して、なるべく早く地域指定をして、この法律が発動するようにするのが、現実的な対応ではないかなというふうな気がいたしております。

それともう1点、0.23をどうするのかと。これも地域指定でありますので、なんらかの客観的な数字を示す必要があると。で、バックグラウンドが0.04が妥当かどうかというご議論、頂戴いたしましたけれども、行政的にこういう地域指定をすると、環境省もずいぶんいろんなことを、大気汚染等でやってきましたけれども、まあある意味では割り切りませんと、地域によって地域指定のレベルが違ってくるというのも、なかなかそれはそれでさまざまな議論が地域で起こってまいりますので、可能でありましたら調査をする範囲をどうするかということは、一律で割り切って、その市町村の中で具体的に地上で丁寧に測って、本当に対策をすべきところは、それは地上のデータでやるというふうな法律の仕組みになっておりますので、こういう方向でご検討いただければなと思っております。

鈴木座長：まだほかにも実はご議論いただかなくてはいけないことが残っておりまして、今の件については、それでは、まあ、中期計画に至る、初期の、当面のスタートを切るために、この区域指定と言いますか、地域指定と言いましょか、地域指定ですか。これをともかく法律の中に、どういう形で位置づけていくかというようなことで、まあ、そちらのほうが主になって、その後、具体的に実施計画を考えていただく、あるいは地域指定等の改変していくっていうのは、まさに事を進めながらではないと分かんないところもありますから、まあある種、どういうプランという形で、フレキシブルにと言いますか、柔軟に対応していくということが必要かもしれません。

いろいろまだご意見があろうかと思いますが、その辺がもしありましたら、事務局のほうへ、またこの後でも伝えていただくということにいたしましょう。それではちょっと時

間が回ってしまいました。次の資料6、及び委員限り資料ですか、これにつきまして、収集・運搬の基準の様式、この資料につきまして、ご説明をお願いいたします。

土壤環境課長：それでは資料6、ならびに除染等の措置の基準の要素の資料についてご説明をいたします。まず資料6、収集・運搬基準の要素でございます。まず、人への影響、周辺環境への観点でございますけれども、三つほどあるかなと考えております。一つは除去土壌の飛散・流出防止の観点、それから騒音・振動等による生活環境の保全、これは廃掃法で並びの内容に加えて、放射性影響ということを見た場合に、人の健康、生活環境に関わる被害の発生防止、というものも必要ではないかということでございます。

それから車両施設についてでございますけれども、考え方は同様でございます。飛散・流出の防止、それから事故時などを考えまして、運搬車両であることの標示が必要かと思えます。次に、その他でありますけれども、収集運搬時の分別、すなわち除去土壌とその他の土壌の混合されるという問題を避けるために、分別について盛り込んでおく必要があるのではないか。

それから収集運搬を行う者に関する文書の携帯。除染は基本的には自治体等の公的機関が行いまして、その委託業者までしか認められておりません。この委託業者による文書の携帯をイメージしております。

それから事故時に備えた機材の携行でありますとか、収集・運搬を行った土壌の量、収集元、運搬先等の記録、及びその記録の保存ということが必要ではないかと考えております。

[論点]にありますように、放射線防護のために必要な措置として、このようなこと以外にも必要と考える措置があるかどうかという点で、ご議論をお願いできればと思います。

次に、除染等の措置の基準の要素案の資料にまいります。まず人の影響、周辺環境の観点でございますけれども、先ほどと同様でございます。、については飛散・流出、それから生活環境の保全と。それから については、放射性物質の影響の観点から、なんらかの人の健康・生活環境に関わる被害の発生防止ということの規定が必要であろうと。

それから、2番でございますけれども、測定による除染効果の把握ということでございます。除染の前に空間線量または汚染土壌の濃度を測ることによって、除染対象の特定をするということ、それから除染後にやはり測定をして、除染効果の把握をするということが必要ではないかということがございます。

現時点において、除染の実績が少ない中であって、この除染をやればここまで下がるというデータが、なかなかないのが実態でございます。そういうことを踏まえて、除染の前後によって、除染効果を把握するということにしてはいかがかという趣旨でございます。

3番には除染の実施方法として、現時点での知見で考えられます除染のメニューが書いてございます。2ページ目に理由、考え方というところがございますけれども、いずれにしても今、すでに広範囲に渡る放射性物質の汚染があるわけでございます。これをいかに

迅速に除去をするかという点が重要だと思いますので、ここでは、標準的な除染方法を提示をするという考え方にしております。

ただし、除染技術が日進月歩している状況もあるかと思っておりますので、こういった状況に対応できるような柔軟な規定ぶりも必要ではないかということの趣旨でございます。別表の形で書いておりますけれども、土壌、草木、工作物、道路、こういった除染対象物質ごとに、現在考えられる除染の措置が書いてございます。それから柔軟な規定ということで、これらと同等以上の効果があるものについては認めてはいかがかということが書いてございます。

それから、2ページ目の4番でございますが、その他の事項といたしまして、除去土壌の発生抑制という観点も入れてはいかがかと考えております。

次に3ページ目の保管基準でございます。まず1番は、先ほどと同様でございます。2番は、一時的な保管でございますけれども、ここで含まれるべき観点として、まず、保管場所であることが区別できるための措置、例えば標示、それから雨水の流入防止の措置を講じること。地下水汚染の防止、遮水シート等でございます。それから放射線防護のための措置として、例えば立入防止、それから覆土・遮蔽等が考えられるのではないかと思います。

それからモニタリングの実施でございますけれども、これは市町村ごとに作るイメージでの仮で一時的保管施設と、それから現場での一時的保管、分けて考える必要があるかと思っております。後者については、一回限りと言いましょか、他の土と混じるものではないというようなことも考えて、モニタリングの実施についても軽減をしてはどうかという趣旨でございます。

それから6番といたしまして、その土壌の量であるとか、収集元の記録とその保存ということでございます。駆け足になりましたが、最後に中間貯蔵施設については前回と同様、別途検討とさせていただきたいと思っております。駆け足で恐縮でございますが、以上でございます。

鈴木座長：いかがでしょう、いろいろご質問等があるかと思っておりますけども。はい、それでは新美委員。

新美委員：質問をさせていただきたいと思っておりますが、委員限りに出された、土壌と草木との間を分けてるんですが、これは両者が混合しているということもありうるわけで、そういう場合には何かきちんとした判断基準があるのか。それは場合によっては収集・運搬のほうにも影響してくると思っておりますので、現場ではそういうことがあるのかないのかですね。土壌と落ち葉とか草木が混在してしまうというのはあるだろうと思っておりますが、それはどう考えて対応されるというのか。

鈴木座長：では、森委員。

森委員：運搬基準及び保管の基準等に関してでございますけれども、これは放射線防護等に関して規定すると。こういう前提が書かれて、言われているわけですが、条文を見ると必ずしもそれが良く見えないので、一番上のところ、一番最初のところ、やはり放射線防護の観点から必要な措置を取りなさいと。こういう記述があってもいいんじゃないかと、こういうふうに思いますので、それを入れていただくことによって、この運搬とあるいは保管の基準というのが、より放射線防護の観点からいろんな必要な措置が取られているということが見えてくるんじゃないかと。こういうふうに思います。

それから、もう一つは除染と、委員限りの資料でございますけれども、その1ページ目に除染の方法、除染の実施方法とそれからその次に、その他の事項とありますけれども、その少し私自身、悩ましく思っているのは、除染の実施方法の中で、土壌についてイロハがございまして、例えば表面被覆というのは本当に除染と言えるのか、あるいはその耕起というのは天地返しのこととも意味されているんですけど、本当にこれは除染なのか。

確かに放射線を被ばく低減という意味でいえば価値があると思いますけれども、除染というジャンルで言うと適切なのかどうかと。一方では、その土壌の分級とそれから洗浄ということも行われているわけございまして、それはある意味では除染にも相当するんじゃないかと。そういう観点からすると、ここの土壌のその除染という定義を、もう少し整理する必要もあるのではないかとこんなふうに思います。

それからその次のページの、その他の事項でございますけれども、私のほうの原子力の場合ですと、放射性物質が出るとなるべくそれを減量していくと。で、廃棄物の発生量を減らすというのは極めて重要なアイテムというか、事項でございまして、そういう観点から言いますと、4番はまさに発生量の抑制と書いてございまして、これは減量とあるいは減容に該当するのではないかと。まあ、そういうふうにも見ますと、その他の事項というよりも、重要な事項ではないかと思えます。

で、それが今後の処分の負担というのを、減らすためには、いかに処分に対処する物量を減らしていくかと、これは極めて重要じゃないかと。そのための処理プロセスというのは、考えてかなくちゃいけない、そんなふうに思いますので、「その他」という位置づけでは若干間違いがあると。こんなふうに思います。以上です。

鈴木座長：稲垣委員。

稲垣委員：省令のレベルがこういうレベルかなというふうに聞いておりましたけれど、具体的に見た場合には、大変これではなかなか運用できないのかなというふうに思います。一つの例を挙げますと、1ページ目、資料6の1ページ目の2番の、車両とか、施設という字になっておりますが、運搬車両からの飛散・流出防止とか言われても、現実にこ

ういもの運搬するものというは特殊なものを作るわけにいきません。今あるトラックとかダンプで動かすだけということになると、直接こういう汚染されたものを積んでしまえば、今度、車が汚染されてしまうということになれば、やはりある程度フレコンバックにして積みなさいよとか、そういうことが必要になってくるだろうなと思います。

ただ、省令レベルでそういうものを書くっていうのは、なかなか難しいかと思いたすので、ぜひ、この次の段階になるかと思いたすけれど、ガイドラインですとか、そういうものもきちっと整理していかないと、具体的に動いたときに混乱をしてしまうのではないかなと思っております。まさに機材の携行と書いてあって、下のほうに車両の火災って書いてあれば、消火器が何かを積んどくのかなあと思いたすけれど、横転して土壌が飛散したと言っても、それをやる機械なんていうのはあり得ないと思いたすし、なかなか難しいと思いたすので、そういった必要かなと思いたす。

それと委員限りのところで、これは一つお聞きしたいんですけど、保管の基準というのでありますが、右の3ページのところ「保管(一時的な観点)」と書いてありますけれど、現実的には、この一時的が、ずっと続いたりするんじゃないかなという気がしております。中間貯蔵施設を作るとしても、後ほど先にちょっと資料を見ましたけれど、配ってある資料を見ると、ケースによって違いますけれど、相当量が出てくると思うんですね。

で、それを中間貯蔵すると言ってもそんな簡単にできるわけじゃありませんので、相当長期間を要することになると思いたすので、その場合、先ほどご説明では、例えばでモニタリングを少しでも軽減させたいということがありましたけれど、ある程度長期間を、一時的とは言っても長期間を要するような場合には、モニタリングをきちっとやっていたとか、そういうことも必要になるんじゃないかなと思いたす。で、この一時的な考え方というのはどの程度、今の時点で考えてみえるのかなということをお聞きしたいと思いたす。

それともう一つ、その資料の2ページ目の、この前の第1回目のところでも各委員からこういうお話がありましたけれど、工作物及び道路のイの高圧水による洗浄っていう、これ確かに効果があると思いたすけれど、出てきた場合の水、汚水ですね。これをどう管理するかっていうのは大変難しいと思いたすので、こういうものの基準を作られる場合は、その汚染の処理も含めた形の何かを、明確にしておく必要が、基準になる何かを明確にしておく必要があるんじゃないかなと思いたす。

この時点で省令を作る場合は、こういうレベルと思いたすけれど、やはり具体的に省令を作ればすぐ動き出すわけですから、ぜひその辺も整理していただきたいなと思いたす。

鈴木座長：大迫委員。

大迫委員：3点ほどございますが、収集・運搬、これはほかの保管とか除染ともそうですが、人への影響っていうのは、一般公衆、あと作業員、両方含むものなのか、生活環境の

保全という意味から言うと、一般公衆に特化した意味にも取れるんですが、そうであれば作業者に関してはまた、省令というよりは別なレベルで、いろいろとそういった配慮をしていくのかっていうことが1点です。

それから、2点目はその除染のところでの発生の抑制という観点があったわけですが、まあ、あと標準的な除染の方法を示すことに関わると思うんですが、やはり合理的なコストみたいな意味合いを、やはり何か明示的に示しておく必要はないかっていうことで、どうしてもある意味のモラルハザードみたいな形で、コストがかなり高いほうにいつてしまうということも考えられますので、そういったところをどういう形で明示するかというところがございます。

それからもう一つは、今の稲垣委員のお話とも関係しますが、この保管というものの意味合いを、時間的な、一時的なっていうことの意味合いもありますが、また規模感と申しますか、そういったものも、やはりある程度具体の部分イメージしていく必要があるかと思えます。やはり廃棄物の場合も災害廃棄物では、現場の仮置き場から1次集積、2次集積という形でいろんな保管の整理がありましたので、そういった意味での保管の意味合いを、今後、具体的にイメージしながら要素を考えていくということが、必要かと思えます。以上です。

鈴木座長：大塚委員。

大塚委員：今のお話にもございました、この4のその他の事項の除去土壌の発生の抑制でございますが、一般に土壤汚染に関して最近、掘削除去等はあまり望ましくないという議論があることはあるんですが、しかし今回は特に大量に発生するので、この問題は相当重要だと思えますけれども、一方で減容するときに、どういう方法があるかということですが、先ほど森委員がおっしゃったことを私も気にしているんですけども、おそらく表土の削り取りとか、表面被覆とか、耕起っていうのも、除染に含めるつもりで事務局はお考えになっているのではないかと思います。

それで、土壤汚染の一般的な考え方だと、それでも除染に入ってしまうのではないかと思いますけれども、なかなか一般的な考え方からすると、普通の言葉づかいとは違ってくると思う一方、もしこういうことをしても、安全だということが言えるのであれば、入れてもいいのかもしれないんですけど、その辺をどう見るかというのは、科学者の先生方にぜひ伺いたいところです。イとか口とかハとかを考えると、その問題をぜひご検討いただきたいと思えます。

それから、表土の削り取りにしても、どのぐらいの厚さで削り取るかということは、省令で書くのか、ガイドラインになるのか、分かりませんが、おそらくそういう問題が、この発生抑制に大いに関係してきますので、私の考え方をちゃんと示せなくて申し訳ないんですけども、ぜひご議論いただきたいと思えます。

鈴木座長：崎田委員。

崎田委員：はい、ありがとうございます。除染に関しては、住んでいらっしゃる方から見ると、除染してもらえるのは本当にできるだけ早く線量を下げたいのでうれしいけれども、また新たな、いわゆるその除染による廃棄物が出てきて、それを置く場所がまた生まれるということで、一つの心配事も生れるという両面があると思いますので、その。何を申し上げたいかというこの、委員限りの3ページの保管の基準というようなことがいろいろ書いてあるんですが、結局はこの保管の基準を通じたあと、これが廃棄物の分野で言えば、仮置き場ということであれば、もうちょっと細かい規定が必要なんじゃないかと思えますし、この後の中間貯蔵については別途ということであれば、きっと廃棄物とまた一緒になると思いますので、そういう情報が、法律上はこういうふうに切り分けて書いてあっても、きちんと分かりやすく、現実のこの除染対象区域にとっては、除染作業と、そのそこから出る廃棄物と、震災がれきの処理と、その最後の廃棄物とが、全体にどう動くのかというのが、地域の方にとって非常に分かりやすく、こういうことが決まっていき、説明され、実施されるということが、大変重要なのではないかと考えております。

で、そういう意味で、どうやってこういう、取り組みを進めていくか、そしてどういう結果だったかみたいなことを、地域にきちんと情報をどうやって出しいていくかというようなことも、あとあと地域指定をして、どんどんこれが進んだときに、どういうふうにやるかという仕組みを、きちんと入れ込んでおいていただくとうれしいなという感じがします。

で、なおもう1点、この委員限りのところの1ページの後半から2ページにかけているいろいろな技術的なことの指定が、いろいろ出ているんですけども、例えばこういう中に、環境省らしいいわゆる環境配慮みたいなことは、どういうふうに盛り込むのかっていうのを、ここのところすごく考えています。この分野、緊急ですので今はこういうところに入れなくてもいいのかもしれないのですが、あとあと、ぜひ必要な視点じゃないかというふうに思っているんです。

で、どういうことかということ、よくご専門家の方に伺うと、非常に線量が、林とか木のところに結構高くあって、そういうところの近くに建っている家の場合には、かなりその木を、木と家の間隔が空かないと、なかなか帰って住めるほどにはならないとか、いろいろなお話を伺うと、じゃあ木を切るのかどうかとか、きっと現場ではいろいろな判断が出てくると思うので、そのときに、あとあと本当に人が住んでいくことを考えて、そういう木を切るのか、じゃあどうするのか、どこをどうするのかというときに、何かそういう、いろいろな判断軸とか、そういうことが必要になるときも、来るんじゃないかという感じがしております。そんなことも考えながら、いっていただけると大変ありがたいと思っております。よろしくお願ひします。

鈴木座長：田中委員。

田中委員：委員会にというか、除染のほうからちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、測定による除染効果の把握、これ、大変大事で、実際除染した後、速やかに住民の方、地元の方でも見えるようにすることが大事じゃないかと思えますんで、ぜひ俗に言う見える化というのをね、そういうことをやっていただきたいと思えます。

それから前回申し上げましたけれども、ここに除染の実施方法は、これはこれで一つのですが、先ほど森委員がおっしゃったように、私も個人的には学校校庭でやっているようなこととか、そういうのは除染とは言わないわけで、まあ要するに汚いものをただ隠した、暫定的に隠したっていう程度のものでしかないんだと思えます。

それから、天地返しに関していうと、実は 5,000 ベクレル以下というところは、もう耕しています。これはどうしたらいいのか、私もまったくアイデアがないんです。で、そうすると、これは深く耕してできるだけ作物にいかないような農業的な工夫があるのかなというふうに思いますが、そういう意味、実施方法については少し、もう少し精査してということで、新たな方法を、柔軟に追加できるというのは大変結構だと思います。

それから、廃棄物の抑制ということで、除去土壌等って、どうしても土壌、土壌っていくんですけども、廃棄物の抑制という項目において、いろんないわゆる除染の実施方法についても、その精神をきちっと踏まえてやらせるというか、そういう報告にすべきと思えます。

それから細かいことですけど、先ほどもありました保管の基準、期間。これは中間、この後、中間貯蔵にいくとすると、相当、かなりの期間になりますので、もう少しこれを細かく、きちっと見ないと、地下水等の汚染を防止するのは遮水シートよりは、この場合はセシウムですから、ベントナイトシートとかそっちのほうが、少し高いですけど、そのほうがいいのか、そういうこともありますので、ぜひもう少し詰めていただきたいなということがあります。

それから収集運搬のほうですけども、先ほどご指摘がありましたように、収集運搬、除染も含めて、できれば地元の業者とか、地元の人たちの雇用と結びつけられるようにしていただきたいということです。ですから、あんまりぎしぎし書いてしまうと、地元の業者ってというのはだいたいまあ、建設業者とかそういう方が多いですから、もちろん今までどおりの仕事じゃなくて、違うのですよって、聞かれる度に申し上げておりますけども、その辺を考慮して、地元業者が動けるようにしていただきたいなと思えます。

で、だから、あんまり細かなくて、いろんな指導、教育指導の中でうまくやれるような仕組みを、ぜひ考えていただきたいということと、それからちょっと前回も質問をしたのですが、放射線の被ばく管理をどうするか。毎日のように日々、除染と運搬をやる人たちが、管理区域、俗に言う原子力施設の管理区域よりも高いところでそういう作業をする

人たちが、何もなくていいっていうのは、たぶん長期的にはまずいと思いますので、ぜひそのことはきちっと書いて、その管理ができるように、そういう点では地元業者に任せっぱなしでは絶対できないということですので、そこだけはぜひもう少し具体的に検討をしていただければと思います。

電離則とか、放射線従事者のそういう規則がありますので、その辺りを見て参考にしてぜひ、なんとか考えていただければと思いますが、よろしくお願いします。

中杉委員：全部が基準の、収集・運搬も保管もそうですけども、基準を考えるときに、やはり濃度レベル、放射線のレベルもやっぱり考える必要があるんだろうと思いますね。どこまでやるかという問題はありますけれども、例えば原発のすぐそば、非常に高いものを扱うことや、そのときと5ミリシーベルトぐらいのところと同じぐらいの話でいいのかとってことは少し考える必要がある。まあ、省令レベルではこんな簡潔になるのかも知れないが。それから、委員限りの資料で、除染後の措置のところでは先ほど森委員からご指摘があった、表面被覆、あるいは耕起もそうなんですけど、今は土対法で言うと、形質変更時、要届出と言いますね。ここの形質を変更するとき、例えば田舎が多いとかあまりそういう土地開発をするところではないというふうに、多くはそうだと考えられますけども、そうでないところもあるわけですね。

そのときに、除染対策が終わってしまったというときに、あとで土地利用に伴って掘りだしてどこかへ持ってくってということが起こりうる。そのところの安全をどう担保するか。これ、少し考える必要があるんだろうと。保管ということであれば、短期間に掘って、すぐ持ち出すっていうのは分かるんですけど、中間貯蔵にいくとしたときに、その後どういうふうにそれを管理していくのか。そのようなことが起こらないようなものができるかどうか。それは少し考える必要があるだろうと思います。

鈴木座長：ここにお書きいただいたのは、省令を作るに当たっての要素ということで、省令を具体化する際にはもう少し、いろいろとお知恵をいただきたいということが、あるでしょう。ちょっと私が気になるのは、保管のところでは最終的にどうなるのか。1億立米という話もあれば、2,800万立米という話もあって、それをいったいどこかへ、どのような形で保管するということになるのか。ごみの場合のように最終処分というような形になれば、いつどこでそれを受け入れていただくのか。こういう折衝もしなくちゃいけないかもしれない。福島第一の跡地を使うとか、そういう可能性も考えざるを得ないかもしれませんね。

また、そこへ至る過程で、その中間貯蔵というのはどこでやることになるのか。中間貯蔵っていうのは実質的には最終処分なのか。その前段階として考えられている現場における一時的保管というのをどういう単位でやるのか。先ほどのように市の単位、町の単位、村の単位、字の単位、あるいは集落単位でやるのか、そういう全体のランドデザインをきっちりしておかないと、皆さんどうしていいかわからないと思うんですね。

だからその辺で、保管する、一時的保管と言ってもこれは何年ぐらい、その地域が全部保管されたとして、中間貯蔵施設はいつごろになるのか。また、いわゆる中間処理でしょうか、減容化っていう話がありました。これは ppm 以下のこういうものを含む土壌などですと減容化なんて、できるわけがない。できるとすれば有機系のものですね。いわゆる樹木、落ち葉など、焼却によって減容ができ、放射性物質も灰の中に濃縮されて回収できる。下水汚泥なんかもそうかもしれません。

ただ、減容ではなくて、汚染土壌からセシウムだけを例えば除去することが可能なのか。まさにキルンで熱をかけてというようなことを考えるのか。セメントは我が国で今 4,000 万トンぐらい生産しているのでしょうか。ですから、2,800 万トンの汚染土壌の熱処理をやるとすればできないことはないでしょう。ただ、それによってセシウムが一部は土壌中に安定固定化され、一部はガス化して酸化物として回収するのかなど、大規模な構想を立てることもあり得るかもしれませんね。

環境事務次官：私ども今イメージしてるのは、技術的なことは別にしまして、ここで言います、一時的というのは基本的に仮置き場を想定しています。だけどこれはできれば市町村単位、あるいはもっと小さな単位でぜひ、当面置いておるところを探していきたいし、探していただきたいと思っています。その上で、この中間貯蔵施設ですが、これは原則は、各県ごとだと思っております。

だから福島県のは福島県、栃木県のは栃木県、そういうことであって、それがじゃあ一つになるのか、量によって二つになるか、三つになるのか、それはこれからのご相談だと。ただ従っていずれにしましても、中間貯蔵についてはまあ、委員長がおっしゃった通り、これが中間貯蔵なのか、もう半永久貯蔵なのか、というところは今、すべてのこれ以上詰めようが実は我々はないと思っていますが、いずれにせよ相当、長期になりますので、それを作るについてはかなり地元の理解もいると思っています。したがって、なかなか、例えば半年から 1 年で仮置き場から中間貯蔵へ移せるということが見通しがあるかどうかという、それはそういう早い期間は難しいと思っています。正直ベースでお話をしました。

鈴木座長：やっぱりその辺をある程度伝えていただくことが必要でしょう。その仮置き場のイメージも明確になると思います。もちろん将来的に、大変な技術開発がなされて、もっと簡便にセシウムの抽出ができる技術の開発とか、そういう方法があるかもしれない。それは今の段階では分からないけれども、とにかく当面の間、貯蔵せざるを得ない、こういうものであると。そういうことで、はい。

大臣官房長：仮置き場の期間について、今日の国会の質疑の中でも予算委員会で議論になりました。で、大臣のご答弁では、中間貯蔵の工程表、いつごろから中間貯蔵が可能にな

るのか、といったような工程表について、あまり遠くない時期にしっかり考え方を示す必要があるというようなお答えをされてまして、我々のほうにもそういった指示がおりてますので、そういった準備は並行してやりたいと思ってます。

鈴木座長：あといくつかご質問なんかもあったかと思いますが、それはどこから。

大気生活環境室長：まず、土壌とそれから草木みたいな混合物の話がありました。概念的には一応、除染の現場で土壌とそれ以外のものを分ける。で、分けて土壌以外のものはこれは廃棄物として、特措法の世界の中でやれるものはやるし、あるいは従来型のやはり処分の世界でやれるものはそうするという、そういう一応頭ではいるんですけども、現場で実際には、やっぱり分けきれない、というものが出てこようと思います。

で、これについてどうするのかということについては、ちょっと難しい。今クリアにスパッとこう、いけないと思っておりますので、それは例えばガイドラインレベルとか、そういったところで対応していくのかなあと、今ちょっと思っているところでございます。

で、それから除染ということの言葉の定義でございますが、確かに除染という言葉は、放射性物質を取り除くというイメージがありますけれども、一応この法律は、除染等の措置というふうに言うておりまして、いわゆる、物から放射性物質を取り除くというような本来の除染のものほかに、例えば被覆ですとか、飛散の防止ですとか、空間線量の低減に資するような措置。こういったものも、除染等の措置というふうに「等」を付けて、少し幅広く読んでいます。それによって、実際の現場に役に立つものにしていこうということを考えてございます。

土壌環境課長：人の影響という場合、作業者を含まかというご質問がありました。作業者については基本的に労働環境を所管する厚生労働省で検討されるべきものと思っております。今後よく連携を取って、検討してまいりたいと思います。それからコストにつきまして、これは省令の話じゃないと思います。今後いずれにしても市町村なり国がこの事業を発注いたします。その際に、きちんと歩掛を示して、やっていく必要があると思っておりますので、その段階において、コストについても明らかになっていくものと思っております。

環境事務次官：あと、田中先生のおっしゃられた、地元の経済の件は、十分考えて、発注はしていきたいと思っております。それはぜひやっぱり地元も同じことですので、我々も十分注意したいと思ってます。

新美委員：それに関連して聞きたいのですが。廃掃法の適用のある業者以外は携わることはないと思いますが、それに対応能力は十分に確保できそうでしょうか。業者として収集・運搬についてはどうなるのでしょうか。土壌には、廃掃法適用があるのかないのか、とい

うことも含めて。実際のところ、建築廃材に類することになりそうな気がします。

福島除染推進チーム長：法律的なご説明はちょっと私もできませんが、現場では例えば建設、一般の土木業者、建設業者、それから造園業者、それから先生がおっしゃるような、許可を持った処理業者、まあいろんな方々がチームを作って、作業に携わらないといけないということになっていますので、それを、除染を速やかに進める観点から、一定のその知識というのを彼らに持ってもらうことは必要ありますけれども、そういった実態を十分踏まえて、除染がさらに進むようにしないとといけないと、私、現場の感じではそう思っております。

新美委員：現場は分かりますが、法律の中でそれがきちっと割り切れるかどうかということが気になりました。

環境事務次官：強いて言えば、土壌だけであれば廃掃法の適用外です。ただし、違うのは、その、葉っぱを集めてとか、草木を集めて燃やして灰になると、これは廃棄物になります。ですからそれは分けて対応しないと、別の問題が出てくるということは思います。

鈴木座長：それはこういう状況の下で、法律のほうを変えていただくと言うことはあり得ないんですか。

土壌環境課長：追加情報でございますが、土壌、除去土壌につきましては第48条の2項におきまして、国、都道府県、市町村、及びその委託を含む、そこまではいいんでありますけれども、それ以外の者が、業としてその収集運搬、保管等を行ってはならないというふうに規定されております。

新美委員：委託だったら大丈夫。

土壌環境課長：ええ、市町村の責任の範囲内で行う委託まではOKと。

鈴木座長：それでは、もう一つ議題が残っておりますので、資料7、先ほどちょっと話題にいたしました、除去等の措置等に伴って生じる土壌等の量の推定について。

土壌環境課長：資料7でございます。第1回目の検討会におきまして、この除染の措置に伴って出てくる土壌等の量の推定を行ってほしいという要請がございました。2ページに、今回行いました推定のフレームが書いてございます。土地情報としましては、国土地理院の使用、土地利用細分メッシュ、を用いております。それから空間線量率データとしては、

文科省の航空モニタリング。これらから、年間被ばく量ごとの面積が出てまいりまして、これに除染情報ということで、除染によって生ずる、単位面積当たりの土壌等の量につきまして、これは既存の文献などをできる限り集めまして、これらに乗ずることによって、土壌の量を推定をしております。

3 ページ目にありますのは、その土地利用種別ということで、建物、交通幹線用地等々でございます。それから4 ページには、ここも単位面積等当たりの土壌の発生源単位がございます。

鈴木座長：スライドの方ですね。2 枚の1 ページ。

土壌環境課長：表2、スライド番号の4 のところでございます。ここに単位面積当たり等の発生土壌の原単位を集めております。ここの引用文献なども下に全部書いてございます。例えばでございますが、建物用地でありますと、土壌のはぎ取りでありますけど、建ぺい率等を考慮して、40%相当をはぎ取るという前提をおいております。

道路につきましては、側溝の清掃ということをお考えをしまして、道路キロメートル当たりたまっている汚泥というデータがございます。森林につきましては、基本的に落ち葉の回収、それから枝打ちということをお考えをしまして、これらについても面積当たりの原単位を集めております。森林につきましては、後で出てまいりませけれども、対象面積を10パーセント、50パーセント、100パーセントというふうに分類をすることとしております。

ただし、枝打ちにつきましては、対象面積は全て10パーセントとしてございます。それから農地につきましては、5センチのはぎ取りということでございます。それから、その他につきましても、5センチのはぎ取りということでございます。こんなことで前提をいたしまして、結果のほうに参ります。

時間の関係で失礼いたしますけれども、一番最後のスライド、表6をご覧くださいますと、推定でございますが、全部で9ケースに分けて行いました。1の1から最初の3、三つは20ミリシーベルト以上でございます。以下、5ミリシーベルト以上は2番、3番は5ミリシーベルト以上ではございますが、1～5ミリシーベルトのところについては、スポット除染を行うということで、スポットの部分がオンされております。

このようなことで、全部で九つの結果を入れております。これによりましていろいろな幅がございますけれども、500万立米から、一番多いところで一番下の2,878万5,000立米という推定結果を得ております。

これはいずれにいたしましてもこういった仮定の前提を置いた場合、これだけ出てくるということでありまして、じゃあ実際にこれは仮置き場に全部いくのか、あるいは中間貯蔵施設にいくのかというのは、もう少し詰めて考える必要があると考えております。

鈴木座長：森口委員の資料がありますが、これは、いや、こんなもんじゃない、1億立米出るんだと、そういうふう書いてあります。

森口委員：じゃあ、少しだけお時間ちょうだいしてご説明させていただきたいと思います。先に、先ほど委員長のほうから1億とか2,800とかいう数字もございましたので、なぜ1億という数値が載ってしまったのかという経緯を、ご説明しておいたほうがいいかと思えますので、資料ちょっと前後いたしますが、最後の23ページ、すみません、資料の一番最後に、本資料の作成の経緯と書いてございます。これはこの委員でもあられます、崎田さんと私が代表呼びかけ人となりまして、非公式の勉強会を6月から開催してまいりまして、7月の中旬に出していた資料をほぼそのまま、一部加筆修正しているところございますが、ほぼそのまま掲載をしております。

従いましてこの資料は、7月中旬時点、まだ航空機モニタリングについては福島県の浜通り、中通りまでしかなかった当時の資料でございますので、当時の線量データに基づく推計であり、かついろいろキャリブレーションのやられていない測定値、地上測定データの取ってありますので、当然そういったとこの差異はあると思えますので、加えて最新の推計ではございませんが、この時点ですでにこういう推計をしていたということとして、今回お示しさせていただきました。

最近の報道において、私が行った試算として、土の除染1億立法メートルといった表現が見られますけれども、後ほどご説明いたしますと、1億立法メートルはある一定の線量以上の土地の面積に、仮にその土壌を5センチということであれば、どのぐらいの規模感になるのかということをお願いしたことであって、実際に除去対象とするかどうかということですか、あるいは除染によって生じる廃棄物、あるいは土壌の量を推定したものではありません。

実は一部報道では私が推計したとか、東大が推計したというような書かれ方をしておりますけれども、これは実際の計算は厚労省の保健医療科学院の方にも全面的なご協力をいただいておりますし、さまざまな方々の知見、協力を下に行ったものでございますので、私あるいは私の所属機関のみに帰属するものではありません。

内容はごく簡単にだけご紹介させていただきますと、表に戻っていただきまして、2ページ目のその空間線量マップ、これはいわゆるグランドトゥルースのデータであります。先ほど閣審議官のほうから、今から調査すると遅れるという話があったわけでありましてけれども、今からの調査ではなくて過去から自治体は調査をおやりになっている。もちろん信頼性の問題はあろうかと思えますけれども、7月の時点でこの程度の汚染マップというのはもう描かれていたということでございます。

それを基に、この2ページ目の右側にありますようなその空間補間をかけまして、3ページ目のスライドでありますけれども、空間補間をかけたデータと、国土数値情報を重ね合わせることによって、土地利用別の空間線量率の面積を集計したということになります。

この辺りのロジックは先ほどの環境省からお配りになった資料7も、基本的には同じ方法をお取りになっているというふうに思います。

5 ページ目、汚染土壌の量の粗推計というのがありまして、ここに書かれております、 $1 \mu\text{Sv/h}$ 以上の土地、これを先ほどの5ミリシーベルト、年間5ミリに相当するかと思えますけれども、これが約 2,000 平方キロぐらいあり、これに5センチをかけると、約1億ぐらいになるという数字が出ております。

具体的にどういう除染をやるかによって、実際の廃棄物の量というのはまったく変わってまいります。あくまで汚染土壌の量としてはこのぐらいであるということを示し上げたにすぎない。ただその規模感としては、東京都の最後の処理場と言われている新海面処分場の全容量、あるいは日本全国の現在の一般最終処分場の残容量に相当する程度である、こういう規模感を持っていた。従って、これをそのまま埋めるのではなくて、何らかの形でその量を減らすなり、優先順位を付けなきゃいけないんじゃないか、あるいは本当にこれを埋めるとすれば、場所が確保できるのかどうか、まあ、こういうことに使っていたらこうと、こういう趣旨でございます。

6 ページ目に表のほう、ちょっと数字埋まっておりますけれども、先ほどから議論になっておりますように、土壌以外にもいろいろ出てくるのではないかと、それからこの検討会ではなくて、災害廃棄物のほうの検討会の所掌、あるいは私も加わっておりますが、厚労省あるいは国交省のほうの検討会の範疇になるかもしれませんけれども、やはり類似の保管処理処分を要する放射能で汚染された物がございまして、そういったことの総量を包括的、体系的に捉える必要があるのではないかと。こういう枠組みを示させていただいております。

7 ページ目以降は、何キロ圏という数字、それからその後、県別に、空間線量ランク別の土地利用別の集計値を出しております。特に現在では線量もう少し下がっていると思えますけれども、こういった考え方でやってはどうかということでございます。

それから 11 ページ目と 12 ページ目のスライドだけ簡単にご説明いたしますけれども、これは建物用地だけ抜き出したものでございまして、12 枚目のスライドには $0.25 \mu\text{Sv/h}$ 以上ということで、概ね今日お示しになったその重点調査地域、重点的な調査を行う区域とほぼ一致しているかと思います。

気になりますのは、こういった地域ですと、住宅地の雑草ですとか剪定も、まあ積極的な除染活動とは言わないまでも、日常の初夏の市民の方々の活動において、一般廃棄物にこういったものが混入することによって、焼却灰が $8,000\text{Bq/kg}$ を超えるところ、これとほぼ 0.25 マイクロシーベルト以上ってというのは、ほぼ一致している。あるいはもう少し低いところでもこういった数字に出てまいりますので、被ばくの線量としては、まあ1ミリというのはそれほど問題にすべきではないということもあるかとは思いますが、実際には廃棄物管理上の問題を生じているということ言えば、やはりこういったところについても目を向けていく必要があるのではないかとということでございます。

ご覧いただければ分かりますように、福島県、茨城県以外にも、千葉県等かなりの面積が、ここ、関与してくるということでございます。ちょっと時間限られておりますので、説明は以上とさせていただきます。

鈴木座長：今のは累積の形ではなくて、線量率の範囲という。

森口委員：度数分布。というか、県別のでしょうか。はい、累積といいますか、それぞれのランクのところの、すみません、ちょっと凡例のほうがよろしくない。例えば岩手県でご覧いただきますと、0.088までがこの面積、それから0.088から0.125までがいくらってことで、本来どこからどこまでと区間表示するべきところなんですけれども、ちょっと凡例の表示機能の限界です。はい。累積ではなくてそれぞれの面積です。

鈴木座長：オーダーはそんなに違ってない、ということですね。3倍ぐらい。こういう計算で、計算は計算として結果が出てきたとして、表に出るときに2,878万5,000立法メートルという、有効数字が5桁とは考えないでしょう。先ほどのミリシーベルトの、マイクロシーベルトへの換算の、0.23、こっちは1から5でしょ、それを0.23、こっちにくると0.99っていうのはいかにも有効数字1桁のものがなんか、2桁になっていくっていう、不思議なマジックですよ。こっちは1から5だったら、こっちは2から1でいいんじゃないかっていう気がするけれど、そういうものでもないんですね。

土壌環境課長：省令を定める上で、一定のきちんとした数値として示す必要はあると思いますが、実際の場面では、測定誤差ということもございますので、概ねと言いましょか、そんなふうに運用したいというふうに考えております。

鈴木座長：で、その測定誤差、先ほど田中委員の話でありましたけれども、線量計ってどのくらいなんですか、1年に1回ぐらいは校正しないとイケないでしょ。

田中委員：2年に1回。

鈴木座長：これからまた、いろんなものが出回ると、将来ちょっと恐ろしいですよ、校正の施設が。

環境事務次官：これはすみません、概ね、各県毎にどういう程度の量かという感じをつかみとっていただきたいと、そのための数字でございまして、やっぱり中間貯蔵施設とか作るときに、あらかじめだいたいどの程度ということは見た上で、若干余裕を持って作るということだと思っております。そのための一つの準備作業にすぎないと、いうふうにご理解

いただいたら。でさっきも言いました、中間貯蔵施設自身は、各県ごとに、作っていくこととございますので、やっぱり森口さん言っていたように、各県ごとにその量感覚を持つということは大事だと思います。

鈴木座長：はい、どうぞ。

古田委員：ちょっと数値を見せていただいたんですけども、なんか森林のところがやけに少ないなあというイメージを持ちました。森口先生のほうは結構森林が多くて、まあこんなもんかなあと分かりやすかったんですけども、事務局のほうで集計されたのはなんか、森林 100 パーセントとしても、50 パーセントと比べてもそんなに増えてないし、森林自体の割合がなんかちょっと小さいなっていう感じがしたんですけども。

森口委員：私からコメントさせていただいてよろしいですか。お答えになると思うのですが、面積は基本的に同じになってると思うのですが、面積に対して何をやるかということの想定が違うわけですね。面積、森林に対して5センチ除染するっていうのはこれは、やっぱり非現実的なので、だから森林も含めて面積かけて1億っていうのは、ど素人がやっているとというふうに見られるわけで、ああいう記事を書かれることは私、まったく心外なんですけれども、その一方で、じゃあ落ち葉だけでいいかということ、それは違うんじゃないかということをおっしゃってるんじゃないかと思いますので、全部5センチはぐっていうわけにはいかないけれども、落ち葉と枝打ちだけっていうのは 100 パーセント除染というのは、ちょっとそれは語弊があるんじゃないかなあと思います。

古田委員：じゃあ、事務局で計算されたの、落ち葉だけのこれ、量という感じですか。分かりました。

水環境担当審議官：スライドの4の、何をするかというのが書いてまして、落ち葉と。

土壌環境課長：はい、スライドの4の森林のどこ見ていただきますと、落ち葉、草刈り、枝打ちというような。

鈴木座長：畑の場合に、農業地の場合に、農水省はまた独自にいろいろと考えてますね。要するにまあ、天地返しをすれば最終的にはいいというような。林野庁はその辺は、方針、何か、話は出ていますか。要するに、落ち葉だって掻き取られちゃあ森林の生態系を痛める。だから放っておくのが一番いいんだというようなことは。

根木補佐：緊急実施方針に基づく、8月26日に出た、原災法のガイドラインにも書かれて

おるんですが、林地については、その、林地の除染の基本的考え方を9月中目途に林野庁さんが中心になって検討になって、出されるということで聞いております。

鈴木座長：農業地についてもまさに9月。

根木補佐：はい、だいたい同じ時期に、はい、ということで聞いております。

鈴木座長：面白いですね。何を基にしたのか。

崎田委員：関連でちょっと質問なんですけどよろしいですか。

鈴木座長：はい。

崎田委員：よろしいですか。今のじゃあこの林地に関しては、どうやって除染するかっていうのは、林野庁さんが提案していただくのを待ってるという理解でよろしいのかな、って。何を申し上げたいかっていうと、本当にこういうところって、下手に手を入れてしまうことはできないけれども、じゃあその線量が高いところ、そのままどういうふうにみんな、その情報を共有していくのかとか、かなり範囲が広いので、はっきり言えば、環境分野の体験学習で山に入るとか、いろんな可能性があって、いったいどういうふうにこれを管理するのかとか、ちょっとやっぱり、すごくそういうこともいつも気になっていて、早くそういう方向性が見えてくるといいなあと思っておりますので、よろしく願います。いや、よろしくっていうか、ちゃんと、はい、すみません。

水環境担当審議官：この試算はご指摘の通り、こういう方法で除染しようということを提案しているわけではなくて、前回の検討会で規模感があつたほうが議論しやすいということで、何らかのことを決めませんと計算ができないので、仮にこういうふうにしたらということでもありますので、さらにはいい、具体的な現実的な除染方法が提案されて、そちらであればどんどん試算を変えていくということで、回を追うごとに化する、その程度のものというふうにご理解いただきたいと思います。

森委員：この発生土量に対して、試算していただいて規模感がだいぶ分かって非常に有り難いと思います。で、ただ、これ、平均的に申し上げますということでやっておられまして、そういうことから言うと、実際はもっといわゆる工事規模でやると、たぶんもっと出るんじゃないかと思われまので、で、この前の1億立米ではありませんけれども、いろんなこのデータが今度公開されますので、独り歩きすると思われまので、そうすると、中間貯蔵、あるいは仮置きイメージも少し変わるんじゃないかなと。こんなふうにおい

して、その辺りはもう少し反応があると、我々はこれで理解できますけども、一般の方々には、もう少し幅のあるものだという理解が得られるようにすることが必要じゃないかと思えます。

そういう意味で、もう一つ保管ということが、例えば6ページの最後の表の6でございますけれども、そうすると、例えば今日の議論ですと、5ミリシーベルト以上はまずはやらなくちゃいかんと、いうことになりますと、そうするとまあ、一番多いところで2,800万立米ですか。出てくるということでございますので、そうするとこれ、その、福島県だけじゃないですかね、これから出てくる場所でも、結構、仮置きっていうのは相当大きな量になる。

そうすると、適正、適地に仮置きできる場合もあるし、できない場合もあり得ることもあります。まあ、そういうことから言うと、それが適地か適地じゃないかというのはやはり、安全評価、先ほど田中委員がおっしゃりましたように、仮置きの場所も、安全としてどういう基準の下で仮置きしたらいいか、それをやっぱり設定すべきじゃないかと、こういうふうに思います。あるいはその、安全の評価を行うべきじゃないかと、こんなふうに思います。

それから、もう一歩進めますと、市町村の中で、例えば比較的放射エネルギーの低いものは、例えば地域において、それでまず放射エネルギーの高いものは中間貯蔵するとか、そういう中間貯蔵と地域の自治体ベースの仮置き、これをある意味では戦略的に分けて、やっていくことも必要じゃないかと、こんなふうに思いますので、そこら辺りは、いわゆる省令の議論ではありませんけれども、具体的な進めるといふことにおいては、そういう戦略的なアプローチも必要じゃないかと。こんなふうに思います。

古田委員：あと、特定廃棄物の処理基準という資料がありますが、例えば表土を除去する、なんか技術開発とかが、やられてるのかっていうのは気になります。例えば農地のように、表面がでこぼこなところ、そこをなんか転圧して5センチだけ掘るとか、なんかそういう技術開発、除去のためのそういうなんかマシーンを作るとか、そのようなアプローチはされているのかというのは気になります。

それと、将来的に有機物はちゃんと焼却して減容化するという専用のプラントを作るとか。あと最終的にはちょっと前回は申し上げたけれども、やっぱり廃棄物という形にしちゃうと、有効利用がかなり難しいと思うんですけども、発電所の周りの海域ですね。海域は海底土がやっぱり汚染されています。その汚染を固定するという意味でも、例えばこういったものをうまく埋め立てに持って、海水への溶出系、分配係数とかその辺もちゃんとデータがあると思いますので、そこで例えばコンクリートで周りを固めた上で、埋め立てでうまく使うとか、そういった有効利用をもっと考えて、海洋汚染の発生も防ぎながら、こういった事情で発生した廃棄物をうまく安定化して長期保存すると。半減期30年ですと、そういう意味では、普通の施設から出る放射性廃棄物と比べると、その取り扱いが楽

だと思えます。

単に廃棄物というような捉え方じゃなくて、環境省の範囲だけでなく、もうちょっと国家的に、この辺をうまく有効的に使ってこういう実証を、ぜひともやっていただきたいなと思っています。以上です。

鈴木座長：ほぼ時間になりましたが、何か特に。じゃあ、森口委員と大塚委員、一言何か。

森口委員：ではごく簡単にさせていただきます。今、古田委員がおっしゃったことと若干被るんですが、先ほど来、話になってる、表2というお示しいただいた資料があります。これ、あくまでその、今回の除染の量の規模感を持っていただくための試算という意味では、私の資料の1億ということと同じような意味合いなんですね。で、一方で片や最大1億って言われて、片や最大2千なんとなかって、数字自身が独り歩きをしている感があるわけですが、ああいう数字が大事なのではなくて、それぞれのその土地に対してどういう除染方法を適用した場合、何が出るかっていうことが大事だっていうことに関しては、やっぱりしっかりとそれをコミュニケーションする必要があると思いますし、で、一方でこういう資料があると、どうもそれぞれのことについて、こういうことをやるんだなっていうふうに、誤解というか理解されてしまう。

で、今の時点でそれぞれの土地に対して、どういう技術を適用してどうするんだということはなかなか見えていないところがあるわけですが、こういうメニューはそろいつつありますよというようなことを、かなり早い段階で示していかないと、そこは何も考えてなくてこういうことをやる、試行としか考えてないんじゃないかという印象をまた与えてしまうんじゃないかと思えます。その辺りぜひよろしく願いいたします。

鈴木座長：大塚委員。

大塚委員：先ほどの委員限りの資料の3のところちょっと戻ってしまうんですけど、お答えいただいたところだと、結局、除染の実施方法としては、表面被覆とか耕起とかいろいろ入れていくというご趣旨だと思いますが、その場合に、こういう部分では表土の削り取りのほうがいいとか、こういうところは被覆、表面被覆でもいいとか、耕起でもいいとか、とかそういうことをガイドラインとかでたぶん書いていくんですかね、私はそういうことが必要だという気もしています。これだけだとたぶん、基準として、方法としてこういうのがあるということで、どれを選ぶかは都道府県とか市町村でお決めくださいという、そういう感じに聞こえるところもあるんですけど、それだけでいいのか、もう少し細かくガイドライン等で示さなくてはいけないのかというところは、非常にご検討いただきたいところだと思います。以上です。

鈴木座長：なかなかちょっと難しい問題もあって、被覆した場合、あるいはその、耕起をした場合に、で、それが地下水への影響とか、周辺への影響っていうのはほとんどもう、希望的な観測でしかないというのが現状でしょう。環境省、農水省ともにきっちりといかなくてははいけませんね。

ただ、この除染に関してのいろんな研究、検討については、総政局の環境研究総合推進費ですか。そちらのほうでもきっちりと考えていただくことになるんでしょうし、あるいは前回も、国際的研究を海外からもインバイトするようなことがありうるのかどうかですね。たぶん時間的にはもう間に合わないような気がします、そういう開かれた、研究フィールドにするぐらいの覚悟を持つっていうことも、あってもいいかもしれない。それが除染対策予算から一部そちらへ振り分けられるなんてことが、ありうるのかどうかもあるんでしょう。用途は決まってるわけですね、そういう補正予算なんかの。

環境事務次官：予備費の用途は基本的に決まっております。補正予算は正式にはこれからですが、基本的な部分はだいたい固めているという状況でございます。いずれにしても、いろんな技術の話が実はあるんですが、あまりそれを待って、待っていますと、やはり現場では、早く戻りたいと、早く下げてくれという声が強いですから、そういう新しい技術をいろいろインバイトする、試すにしても、そのステージを考えないと、そのある種の趣味で、そのじゃあ現場の工程でいちいちやって、そのために除染が遅れたというのでは、まったく逆になりますので、やっぱり地元ニーズを踏まえながら考えたいとおっしゃる通り、最後の段階の中間貯蔵については、容積が小さいほうがいいわけですから。そういう段階で、1回溜めてから減らすのか、まあいろいろやりようはあると思いますが、まずはとにかく地元の方が望んで、除染が進んで、できるだけ早く戻れるようなことを最優先して考えたいと思っております。

鈴木座長：研究と言ったって、2年3年で実用化できるものは、やっぱりたぶんほとんどないでしょう。だからそれだけのタイムスパンを考えて、いろいろと中間支援的なものを技術開発をどこまでできるかですね。もう、これがあります、あれがありますってのはたぶん環境省に来るようなの、山ほどあって、試してどうなるかも知れない、本当に使えるものかどうかという。

いやもうちょっと余計な話になってきました。だいたい今日の予定は以上なんですが、ここへ委員限りのこの廃棄物のほうの評価検討会ですか。これはよろしいですね。

はい、それではありがとうございました。だいたい基本的なところは、出していただいたものを、中心に考えていただいてよろしいかと思いますが、いろいろとご意見をいただいておりますので、それにつきましては事務局のほうでしっかりと練っていただいて、必要な修正を行っていただきたい。そんなことで、お願いしたいと思っております。

あとは事務局のほうから何かございますでしょうか。

大気生活環境室長：はい、本日は貴重なお時間を多数賜りましてどうもありがとうございます。第3回検討会は10月10日に開催することを考えています。基本方針などについてご議論をお願いしたいと思っております。また次回は、廃棄物リサイクル対策部で開催しております、災害廃棄物安全評価検討会との合同の開催を予定しております、法律的なことについても、ございますので、どうぞよろしく願いいたします。

鈴木座長：それでは本日は以上とさせていただきます。委員の先生方につきましては、長時間、ご議論いただきましてありがとうございました。それでは次回、10月10日の検討会までの間、またご相談させていただくこともあるかもしれませんが、どうぞその際にはよろしく願いいたします。ではこれをもちまして本日は、どうもありがとうございました。